

保険検査マニュアル（自己査定に関する検査について）（別表） 新旧対照表

（別紙2－a）

自己査定に関する検査について（別表）

（改訂前）				（改訂後）			
項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の 正確性の検証	備 考	項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の 正確性の検証	備 考
1. 債権 の分類 方法 (1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	1. 債権 の分類 方法 (1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) 債務 者区分	原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により次のように区分する。	債務者区分の検証は、原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により正確に債務者区分が行われているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権については、回収の危険性の度合いに応じて、見做し債務者区分を付して分類を行うことに留意する。 債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸付条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等（保険会社を含む。以下同じ。）の支援状況等を総合的に勘案し判断するものである。 特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代	(注)「プロジェクト・ファイナンス」とは、例えば、ノン・リコース・ローンのように、特定のプロジェクト（事業）に対するファイナンスであって、そのファイナンスの利払い及び返済の原資を原則として当該プロジェクトから生み出されるキャッシュ・フロー（収益）に限定し、そのファイナンスの担保を当該プロジェクトの資産に依存して行う金融手法である。以下同じ。 (注)「債務者の実態的な財務内容」の把握にあたり、十	(3) 債務 者区分	原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により次のように区分する。	債務者区分の検証は、原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により正確に債務者区分が行われているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権については、回収の危険性の度合いに応じて、見做し債務者区分を付して分類を行うことに留意する。 債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸付条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等（保険会社を含む。以下同じ。）の支援状況等を総合的に勘案し判断するものである。 特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代	(注)「プロジェクト・ファイナンス」とは、例えば、ノン・リコース・ローンのように、特定のプロジェクト（事業）に対するファイナンスであって、そのファイナンスの利払い及び返済の原資を原則として当該プロジェクトから生み出されるキャッシュ・フロー（収益）に限定し、そのファイナンスの担保を当該プロジェクトの資産に依存して行う金融手法である。以下同じ。 (注)「債務者の実態的な財務内容」の把握にあたり、十

(改訂前)				(改訂後)			
項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の 正確性の検証	備 考	項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の 正確性の検証	備 考
		表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。 また、当該債務者の親会社等の状況を勘案する場合には、単に親会社の財務状況が良好であるとの理由だけで債務者区分を決定することは適当ではない。 なお、当該債務者の親会社等の支援を勘案する場合には、親会社等の支援実績、今後の支援見込み等について十分検討する必要がある。 さらに、債務者が、法令等に基づき、国又は地方公共団体が民間金融機関等の貸出に対して利子補給等を行うなどの政策金融（以下「制度資金」という。）を利用している場合には、債務者の財務状況等の検討に加え、制度資金の内容をも踏まえた上で、債務者区分の検討を行うものとする。	分な資本的性質が認められる借入金は、負債ではなく資本とみなすことができることに留意する。 (注) (略) (注) (略)			表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。 また、当該債務者の親会社等の状況を勘案する場合には、単に親会社の財務状況が良好であるとの理由だけで債務者区分を決定することは適当ではない。 なお、当該債務者の親会社等の支援を勘案する場合には、親会社等の支援実績、今後の支援見込み等について十分検討する必要がある。 さらに、債務者が、法令等に基づき、国又は地方公共団体が民間金融機関等の貸出に対して利子補給等を行うなどの政策金融（以下「制度資金」という。）を利用している場合には、債務者の財務状況等の検討に加え、制度資金の内容をも踏まえた上で、債務者区分の検討を行うものとする。	分な資本的性質が認められる借入金は、新規融資の場合、既存の借入金を転換した場合のいずれであっても、負債ではなく資本とみなすことができることに留意する。 (注) (略) (注) (略)
①正常先	正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう。	左記に掲げる債務者が正常先とされているかを検証する。		①正常先	正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう。	左記に掲げる債務者が正常先とされているかを検証する。	
②要注意先	要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸付条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な	左記に掲げる債務者が要注意先とされているかを検証する。 また、要注意先となる債務者について、要管理先である債務者とそれ以外の債務者を分けて管理している場合には、当該区	(注) 「要管理先である債務者」とは、要注意先の債務者のうち、	②要注意先	要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸付条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な	左記に掲げる債務者が要注意先とされているかを検証する。 また、要注意先となる債務者について、要管理先である債務者とそれ以外の債務者を分けて管理している場合には、当該区	(注) 「要管理先である債務者」とは、要注意先の債務者のうち、

(改訂前)				(改訂後)			
項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の 正確性の検証	備 考	項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の 正確性の検証	備 考
	債務者又は財務内容に問題がある 債務者など今後の管理に注意を要 する債務者をいう。また、要注意先 となる債務者については、要管理先 である債務者とそれ以外の債務者 とを分けて管理することが望まし い。	分が適切かを検証する。 さらに、債務者の財務状況等 により判断すれば、破綻懸念先 と判断されるものが、単に当該 債務者の親会社等の財務状況が 良好であるとの理由で債務者区 分を要注意先としていないかを 検証する。 イ～ロ (略)	当該債務者の債 権の全部又は一 部が要管理債権 である債務者を いう。以下同じ。		債務者又は財務内容に問題がある 債務者など今後の管理に注意を要 する債務者をいう。また、要注意先 となる債務者については、要管理先 である債務者とそれ以外の債務者 とを分けて管理することが望まし い。	分が適切かを検証する。 さらに、債務者の財務状況等 により判断すれば、破綻懸念先 と判断されるものが、単に当該 債務者の親会社等の財務状況が 良好であるとの理由で債務者区 分を要注意先としていないかを 検証する。 イ～ロ (略)	当該債務者の債 権の全部又は一 部が要管理債権 である債務者を いう。 ただし、要管理 債権が条件緩和 貸付金のみであ り、条件緩和貸 付金の全てが、 本別表 1. (3) (注) 又は「金 融検査マニユア ル別冊 [中小企 業融資編] 7. 資 本的劣後ローン において資本と みなすことので きるとされてい る債権である債 務者は、「要管理 先である債務 者」に該当しな い。以下同じ。
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)